

＜農業委員会法第53条に基づく東京都への意見＞
令和7年度 東京都農業施策に関する意見

東京の農業は、各地域において環境に適応した特長ある展開がはかられており、地域にとってかけがえのない多面的な役割を果たしている。

この基本となる農地について、市街化区域においては特定生産緑地制度と都市農地貸借円滑化法による貸借により、都市農地の保全と利活用に取り組むことが重要となっている。さらに市街化区域外の地域においては、特に高齢化や担い手不足への対応が急務であり、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の趣旨に基づく、「地域計画」の策定を前提に、地域農業の振興をはからなければならない。

一方、地域農業を担う認定農業者、親元就農者や新規就農者を中心に、意欲的な担い手の確保・育成にも早急に取り組む必要がある。

このような大きな課題がある中で、農業委員会・JA組織等農業団体においても対応を進めているところであるが、解決が困難であることから、東京都においては「都民を支える東京農業・農地」を次世代につなぐ、持続可能な独自の支援・振興施策を構築することが強く期待されている。

よって、令和7年度東京都農業施策において下記事項が実現されるよう、第134回通常総会の総意をもって意見を提出する。

記

1. 肥料・飼料及び生産関連資材等の価格高騰対策の継続及び予算の拡充

肥料・飼料及び生産関連資材や燃料等の価格は、依然として高止まりしていることから、支援策を継続・強化し、制度の充実をはかること。特に影響が大きい畜産経営への支援を強化すること。

2. 有害鳥獣対策の強化

東京都全域で鳥獣被害が拡大しており、農業者の自助努力や、区市町村単位では解決が困難であることから、関係予算を一層拡充し、緊急的な対策と、鳥獣の数を減らす抜本的な対策の両面で取組を強化すること。

また、部局を横断した鳥獣害対策本部を設置し、鳥獣害対策専門官等を配置するなど、体制強化をはかること。

3. 有機フッ素化合物による東京農業への影響に対する対策の強化

都内各所の河川や地下水から「有機フッ素化合物（PFAS）」が検出されていることから、井戸水の飲用や取水の制限等が行われている地域がある。国も実態の

把握に取り組んでいるが、東京都においても農業者に対して随時、正確な情報提供を行うとともに、東京都産農畜産物の生産や販売活動に不利益が生じないよう対応をはかること。

4. 都市農地の保全と利活用の促進につながる支援

- (1) 生産緑地の保全に向けて区市や農業委員会、農業団体等が連携して行う都市農地貸借円滑化法などの関連制度周知等の取り組みを、引き続き積極的に支援すること。
- (2) 貸借のマッチングを加速させるため、農業委員会等による「生産緑地バンク」づくりに対し、引き続き支援すること。
- (3) 防災にも資する農業用施設等の整備及び維持管理に対する支援施策を強化すること。

5. 地域の特徴をいかした農業の支援

(1) 農業振興地域・市街化調整区域内農業の支援

- ア. 農業振興地域の実情を把握し、きめ細かな支援策を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じた制度の運用を検討すること。
- イ. 「山村・離島振興施設整備事業」が適用される地域以外の農業振興地域に、同等の支援事業を構築すること。
- ウ. 親元就農者や新規就農者を主軸に多様な担い手を育成し、所得確保等の支援を拡充すること。

(2) 荒廃農地の活用に向けた事業の創設

借受者のない荒廃農地を農地中間管理機構に10年以上無償で貸し付ける場合は、農地中間管理機構が当該農地を再生し、担い手に貸し付ける事業を創設すること。

(3) 農地保全につながる事業の創設と制度の活用

- ア. 市街化調整区域（農業振興地域を含む）に「市民農園区域」をモデル的に設置する事業を創設すること。
- イ. 地域農業・農地の保全がはかれる「田園住居地域」指定の実現及び「地区計画制度」の活用について支援し、具体的検討を進めること。

(4) 島しょ農業の振興につながる支援

- ア. 離島における資材等の高騰への支援を継続するとともに、今後上昇が懸念される輸送費に対する支援についても対策を講じること。
- イ. 基盤整備や担い手確保、新規就農者の住居の確保、研修生の受け入れ、農産物の販売促進、地産地消の促進、6次産業化の支援、試験研究、コスト低減などの取組に対する支援を強化すること。

ウ。島しょ農業の振興に不可欠な役割を果たす農業協同組合や生産者組合、出荷組織に対する支援を強化すること。

6. 多様な担い手の確保

(1) 認定農業者等の担い手への支援

ア。認定農業者・認定新規就農者への支援を拡充するとともに、区市町村が行う認定に至るまでの業務について、東京都の支援体制を強化すること。

イ。東京都が経営改善計画を認定した広域認定農業者等について、該当区市町村と連携・継続した支援を行うこと。

ウ。小規模ながら意欲的に経営向上に励む経営や、区市町村が認定農業者に準ずる経営体として認定・認証する経営について、地域農業振興への貢献及び多面的機能を発揮する経営体として支援すること。

エ。親元就農者などの後継者確保対策と就農後の支援施策を一層強化すること。

オ。農外から新規に参入する就農者の経営確立に向けた支援を継続すること。

また、新規就農者が住居を確保できるよう、空き家対策をはじめ、関係部局と連携した支援策を確立すること。

(2) 女性農業者への支援

女性農業者が希望を持って就農できるための支援及び営農環境の整備等の施策を強化するとともに、仲間づくり等につながる支援を行うこと。

(3) 雇用経費に対する支援

規模の大小にかかわらず、意欲ある農業者の労働力不足を補うため、雇用に対する助成制度を強化すること。

(4) 農福連携の推進

農福連携を推進するため、農家や福祉施設と連携を進め、高齢者の健康づくりや障害者の就労訓練、雇用の場として農業・農地の活用を進める施策と環境整備等について支援すること。

7. 担い手の経営力強化に向けた支援

(1) 経営力向上につながる事業の拡充・支援

ア。倉庫・作業場・畜舎等の農業用施設に設置し、農業上必要な電力を賄う太陽光発電等の設備の導入・整備について支援を行うこと。

イ。近年の猛暑は、農業者等の営農活動を脅かしていることから、安全な営農環境が確保されるよう、施設整備等の支援を行うこと。

(2) 農業改良普及事業の強化

農業改良普及指導員を大幅に増員し事業を強化するとともに、各分野について専門性の高い普及指導員の育成をはかること。

(3) 畜産経営の支援

畜産経営を維持するための直接的な支援施策を強化すること。特に、東京オリジナル品種である「トウキョウX豚」や「東京しゃも」、「東京うこっけい」、そして東京ブランドの「東京牛乳」等を都内で絶やさないう、事業継承につながる支援を強化すること。

(4) 都内産花き・植木の需要拡大への支援

- ア. 新技術や品種開発に取り組み、新たな需要を創出するための施策を強化すること。
- イ. 東京都が行う公共事業においては都内産の花き・植木の活用を優先的に進めること。

(5) 果樹経営の支援

ナシの火傷病対策について適格な指導を行うとともに、花粉の自家採取及び国産花粉の調達・確保に対する支援を行うこと。

(6) G A P 取得農家の支援

農家のG A P 取得への支援を継続し、経営の改善により販売力向上につながる具体的な支援及び更新に対するサポート等を拡充すること。

(7) 自然災害に強い農業づくりに向けた支援

災害が発生した際に、被災した農業者の営農再開に対する支援及びその復旧に留まらず、災害に強い農業づくりに向けた支援を強化すること。

(8) 6次産業化や農商工連携、販路開拓に取り組む担い手の支援

農業経営の6次産業化や新商品開発を支援する施策及び関連する産業分野との連携強化や販売開拓の支援を強化すること。

(9) 収入保険の保険料補助の継続

様々なリスクから農業経営を守る「収入保険」について、新たに加入する農業者が負担する保険料の補助を継続すること。

8. 都民の期待に応え、ともに育てる農業の推進

(1) 学校給食・食農教育の推進

- ア. 学校給食における地場産農産物の利用を促進するため、関係部局間の連携のもと、生産者組織や自治体、学校が取組への支援を強化すること。
- イ. 学校教育への協力や食農教育に取り組む農家及び自治体に対し必要な支援を強化・継続すること。

(2) 都内農産物の流通支援

都内の消費者ならびに学校給食に、都内農産物を供給するための流通支援の取組を拡充・強化すること。

(3) 優良堆肥の生産・流通の強化

東京都有機農業堆肥センターから供給される良質な堆肥については、都内の畜産農家から堆肥原料を受け入れ、安定した生産体制と流通を強化すること。

(4) 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援

環境負荷低減に向けた取り組みを行う農業者に積極的な支援を行うこと。

9. 防疫体制等の強化

C S F（豚熱）、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の防疫体制を強化すること。

10. 地域農業の維持・発展をはかる農業委員会系統組織の支援強化

(1) 農業委員会系統組織の事業活動ならびに運営のための支援を拡充すること。

(2) 農業経営基盤強化促進法による「地域計画」づくり等に取り組む市町村及び農業委員会等への支援を強化すること。

11. 東京都から国への要望事項

農業委員会系統組織では国への要請活動にも取り組んでおり、東京都においては、こうした要望内容を踏まえ、国に対し積極的に要請や提案を行うこと。

(1) 生産緑地法による農業用施設を相続税納税猶予制度の対象とすること。

(2) 用途地域内においては、農業用施設の設置が困難なケースがあることから、用途地域の建築制限に例外を設け、農業用施設の設置を可能とすること。

(3) 都市農地が永続的に保全され、次世代に安心して継承できるよう、相続税制等の抜本的な改正を強く働きかけること。

令和6年 3月18日

一般社団法人 東京都農業会議 第134回通常総会